

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(3)第一部

原子燃料工業(株)東海事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(2)第一部

2. 日時

令和2年10月23日(金) 13時15分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、古作企画調査官、永井主任安全審査官、有田
専門職、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、上原技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

熊谷総括監視指導官

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 品質・安全管理室長 他6名

東海事業所 環境安全部長 他3名

三菱原子燃料株式会社

製造部長 他3名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安管理部長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

6. 配布資料

〔熊取事業所〕

- 資料 1 : 熊取事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント
対応整理表
- 資料 2 : 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）
認可申請について
- 資料 3 : 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について
- 資料 4 : 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について
- 資料 5 : 保全区域の選定の考え方
- 資料 6 : 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表
- 資料 7 : 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料
- 資料 8 : 経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針
について
- 資料 9 : 施設管理について
- 資料 10 : 参考図表目次

〔東海事業所〕

- 資料 11 : 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）
認可申請について
- 資料 12 : 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について
- 資料 13 : 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について
- 資料 14 : 加工施設事業変更許可と保安規定の記載整理表
- 資料 15 : 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料
- 資料 16 : 経年劣化に関する技術的な評価（PLM）及び長期施設管理方針
について
- 資料 17 : 施設管理について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	<p>時間になりましたので、面談を開始します。</p> <p>本日は原子燃料工業熊取事業所の保安規定変更認可申請書、それから原子燃料工業東海事業所の保安規定変更認可申請書に関わる面談でございます。</p>
0:00:25	<p>本日は、第1部と第2部で実施することになっています。第1部では、主に熊取事業所の資料により、認可基準ですね、許可であるとか、審査基準、保安措置ガイドに対する網羅性であるとか、規定内容の不明な点について確認をいたします。</p> <p>面談の後半では、東海事業所の説明資料についても、主に熊取事業所との違いであるとか、今後の補正の方向性について、説明をお願いする予定としています。</p>
0:01:07	<p>ということで、それでは開始したいと思います。</p>
0:01:12	<p>本日の資料は数が多くなってますけど、基本的にはこの資料の順に進めていきたいと思います。</p> <p>それでは最初に資料の1番目、1番目と言いますか、H-20107-1、熊取事業所の保安規定変更認可申請コメント対応整理表ということで、これまで熊取事業所のこの保安規定変更認可申請書で2回面談を実施しまして、3回ですね、9月の7日、9月の17日、10月の2日と実施してますので、この回答状況を報告して頂いています。</p> <p>その中でですね、事前に確認しているわけですが、まずこの中で、10月2日と実施してますので、この回答状況を報告して頂いています。</p> <p>その中でですね、事前に確認しているわけですが、まずこの中で、10月2日の3-1、3-2それから3-4ですね、こちら保全区域設定の考え方について、いろいろと回答頂いているところですが、ここについて資料の4番目H-20105-2でいくつか事実確認したいと思います。</p>
0:02:41	<p>お手元資料4番目の資料をご確認ください。</p>
0:02:47	<p>今回事業者の方で、これまでのコメント、それから、三菱原子燃料、グローバルとの審査会合においてのコメントを踏まえて、見直しをして頂いていますけれども、事前に私の方でも確認しております。</p> <p>これ見ていまして、1点ですね、確認したい点がありますので、お伝えします。</p> <p>資料ですと1ページ目の、H-20105-2の1ページ目です。</p> <p>真ん中の段落で、放射線管理施設の各施設、監視施設の各施設、通信連絡設備の各施設、火災報知設備の各施設並びに緊急連絡設備の各施設のうち、ここからですね、要員が常時出入りして使用する物を設置する場所、常時稼働しており故障時の検知は容易である物を設置する場所、故障時の代替措</p>

	<p>置、代替手段を複数有し、相互補完する等の対処が容易である物を分散配置している場所は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所には当たらない、という説明をされています。</p> <p>ここについては、保全区域選定の場所から、当初から除くという主旨で理解しますけれども、この様な考え方に至っているんですが、安全機能を有する施設が設置されているということで、この機能を喪失した場合に、管理区域内の施設にどのような安全上の影響があるかということを検討されているのでしょうか、ということが質問です。</p>
0:04:57	熊取のほうから回答をお願いします。
0:05:03	原子燃料工業熊取の黒石でございます。
0:05:06	今、ご指摘頂きました、具体的には1つ1つ考えておりまして、これを全て説明すると大変なことになりまして、1例ということになろうかと思えます。
0:05:24	例えばエアスニファといったもの、ほぼ管理区域の中にあるもの、こういうものであれば関係ないであるとか、放送設備の中でも、スピーカーというものは事業所の中で、比較的高所であったりとか、特定の場所というよりか、いろんな場所に広く配置しているものがございますし、そういうような場所をすべて特定して、区域として設定するとするのであれば、周辺監視区域のほぼ全域ということになってしまいますので、恐らくそういう場所という意味では、保全区域の主旨には当たらないのかなと、
0:06:22	そういうものが1つ1つ調子がわるいというのも、当然保全を行うのですけれども、それによる影響というのは、別のもの、代替手段があるとか、別の場所のものが補完的に機能するであるとか、ということを考えまして当たらないのかなと考えまして、保全区域の設定、場所としての設定から外しているという考えでございます。以上です。
0:06:56	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>今のご説明の中でもありましたけれども、特に安全機能を有する施設のうち、保全区域、管理区域の外にある施設のうち、この機能が喪失した場合に、管理区域内の施設に安全上の影響があるかどうかという観点から、対象施設を抽出しているということであれば、資料の方も明確に記載した上で、保全区域を設定するようにして下さい。</p> <p>ここでいくつか例示がありますけれども、この資料については、そういう形で、見直してですね、皆さんが検討した結果も、そういうことであれば、選定結果に影響するかどうかは、現時点では分かりませんが、整理した上で、時間の面談以降、補正の際に説明するようにして下さい。</p>
0:08:10	原子燃料工業熊取の黒石でございます。承知いたしました。
0:08:15	原子力規制庁永井です。

	<p>保全区域の設定について、もう1点、お伺いします。補正後の45条の2では、お手元の資料はいくつかあるので、省略しますが、保全区域の管理方法なんですけれども、保全区域に設定されると、ひとがむやみに立ち入らないようにということで、管理区域以外の区域についても、必要に応じて立入制限等の措置を講じるということになってます。</p> <p>申請時点では、非常用電源設備を設置する場所だけが、保全区域ですということだったんですが、この資料で、いくつか放射線管理設備、さきほど説明がありましたけれども、所内通信連絡設備が設置される場所も、保全区域として追加すると記載してありますが、ここはどの様な管理をするつもりなのか、説明して下さい。</p>
0:09:36	原子燃料工業熊取の黒石でございます。
0:09:40	<p>現状どの様な状況かと申しますと、非常用発電機が置いてある場所は建物と屋外ものがございます。</p> <p>建物の場合は、その場所が分かりやすいので、当然出入口の扉、それからその付近に提示して、他と区別を明らかにすると言ったこと、屋外型の場合には、現状フェンスがございまして、まわりとの識別がつきやすいですので、保全区域というものを提示すると。</p> <p>この資料2ページで説明させて頂いてます、燃料タンクですね、</p>
0:10:21	現状フェンスのすぐ横、外側の場所がございますので、その部分わずかですので、フェンスにタンクを含むように変更しまして、保全区域であることを明確にしたいと考えてございます。でそこに提示すると。フェンスは扉が付いてございますので、必要に応じた施錠であるとか、立入制限というのは、わりとできる状況でございます。
0:10:51	それ以外のいくつかの施設、放射線監視盤であったり、通信連絡設備、火災報知設備が設置された場所につきましても、建物のある部分、部屋のある部分ということになりますので、他とわりと分かりやすく区別できると、現状でもできるかと思えます。ただ現実にはしていませんので、保全区域であることを明確にするということと、それから当然のことながら、出入口に扉がございます。施錠も必要に応じてできますし、立入制限も必要に応じてできるということですので、その様なところは、手順書の方に落とし込んでいって、管理していくということでございます。以上です。
0:11:40	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>今ご説明がありましたとおり、繰り返しになるんですけれども、保全区域を設定した際には、むやみに人が立ち入らないように管理区域外の区域についても、ロープとか、区画とか、建物の施錠管理を確実にを行うようにして下さい。</p>

	<p>特に加工事業規則の7条の2の9第1項の第2号ですね、保全区域については標識を設ける等の方法によって、明らかに他の場所と区別し、かつ管理の必要性に応じて、人の立入り制限、鍵の管理、物品の持ち出し制限等の措置を講じることという要求事項になってますので、それも踏まえて、再確認をするようにして下さい。</p> <p>必要があれば保安規定の変更の45条の2では、立入り制限等の措置を講ずるとしか記載がないんですけども、それ以外の方法を採用するのであれば、少なくとも面談では説明して頂いて、規則にある程度の記載の対応はとれるように補正をするようにして下さい。</p>
0:13:22	原子燃料工業熊取の黒石でございます。ただいまのご指摘、承知いたしました。
0:13:47	核燃料監視部門の熊谷ですけれども、実際の保全区域の設定について、教えて下さい。別図で準備されている資料の別図2-(2)というところで、保全区域の今回設定するところが載っているんですけど、確認なんですけど、51番と50番で、正門から右に曲がって事務棟かと思うんですけど、守衛所と事務棟のこのハッチングの部分は、さっき永井が説明した管理区域の中の安全機能を担保するとの関係で、どういう関係がこの2つの場所にはあるのでしょうか。
0:14:59	原子燃料工業熊取の黒石でございます。
0:15:03	今ご質問頂きました場所におきましては、例えば警報盤があり、つまり所内の色々な場所で、なにがしかの警報が鳴った場合に、警報盤が鳴ると、そうするとそれが管理区域で鳴ったら、周辺監視区域で鳴っていると、要員に指示して現場行って確認する、誤報でなかった、あるいは誤報だった、そういう情報が集まってくるような場所になってございます。
0:15:41	ですので間接的といえは間接的なものかもしれないですけど、管理区域への働きかけをする場、トリガーとなる情報が集まってくる場合がありますので、それで指定させて頂いたというものであります。以上です。
0:16:04	核燃料監視部門の熊谷です。ご主旨理解しました。ありがとうございました。
0:16:15	原子力規制庁永井です。それはあの、保全区域の設定については以上になります。

	<p>今あの、資料の最初のコメント対応整理表については、その他ですね、検査の体制等確認したいと思いますが、それは後程の資料で確認をすることといたしますので、とりあえずこの対応表に関する確認は以上となります。</p>
0:16:43	<p>それでは次の資料ですけれども、H-20100-1ということで、原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定変更認可申請についてでございます。</p> <p>こちらの方は、審査会合でご説明された内容から特に変更ないんですが、今回ですね、ページが14ページ、章立ての構成の新旧比較について、追加されております。</p>
0:17:18	<p>これについては、こちらの方でも確認をしているところなんですけれども、先にお伝えしますが、今日の面談とか、今後の自社の中のチェックで、章立てとか変更になった際には、この本日提出して頂いている資料も含めて、最終的に補正時にですね、一式更新をして提出をするようにして下さい。</p>
0:17:55	<p>内容にかかわるといよりは、最終的に整合がとれた資料となるようにお願いします。</p> <p>それでは、この資料の内容なんですけど、17ページの第6章、施設管理について確認します。</p>
0:18:15	<p>この施設管理については、8番目の資料、H-20143で、プロセスがですね、施設管理のプロセスを説明して頂いた資料がありますので、そことの関係で情報を見ながら、まずは内容というよりは、事業者の方で作成した検討の構成状況を確認したいと思います。</p> <p>17ページの第6章ですと、第1節の施設管理に係る計画、実施、評価、改善、これ変更後の欄です。58条から第2節が、1節の2が使用前事業者検査になってます。1節の3が定期事業者検査、1節の4が計器及び放射線測定器の校正ということです。</p> <p>それから2節が削除になって2節の2に施設管理の実施に係る計画というような感じで、3節が補修及び改造、それから第4節が給排気設備び停止に係る措置、第5節が新規制基準対応工事に係る機能維持と書かれています。</p> <p>それから次のページの65条の2までが、第6章の施設管理として位置づけられていることは確認しました。</p> <p>このこととですね、資料の8で4ページにあるんですけど、施設管理の説明をしている、H-20143の資料のフロー図ですね、3ページ目の施設管理の各条文の割り当てが記載されている点について、これから確認したいと思います。</p>

0:20:20	最初に、この8番目の資料、H-20143の2ページ目の一番下に施設管理の基本フローということで、色に対する説明でJEAC4209-2016、MC4の保守管理の解説4に示す3つのPDCAサイクルに相当するということで、大きいサイクルということで3つ確認できているのですが、この中でいくつか不明な点があります。
0:20:59	まず1つ目なんですけど、このフローの中で、まず皆さんの施設管理の基本的な考え方として、JEAC4209-2016年版を参考にというか、基本的に適用した施設管理となっているのかどうか、なっていないのであれば、どのような検討を加えて、皆さんの施設管理の構成にしたのかを簡単にご説明頂けますでしょうか。
0:21:51	原子燃料工業熊取の黒石でございます。それでは説明させていただきます資料としましては、今のH-20143の施設管理についてというものの、2ページあたりからになります。もう1つの資料は、審査会合資料に追加させて頂いた新旧対応表、章立ての新旧をつけたものでございます。
0:22:23	まずフロー図の方ですね、JEAC4209-2016を参考にさせて頂いております、我々なりのそしゃくしたところで、特に反映をしていないところ、フローに出てきていないところになるんですけども、保全プログラムというワードを使ってございません。
0:22:40	保全の活動をどのような仕組みで取り決めるのかといった様な手続き的なものを言っているんだと思いますし、その中には、当然PDCAサイクルの大きな流れの中で、見直しがかかっていくということを保全プログラムという言葉で進めていけるのだろうというわけで思ったわけですけど、PDCAに関する部分につきましては、保安規定の章立てのつくりの中で、そういった一つの個別業務の中で、個別業務毎に章がありまして、章の冒頭にPとD、CとAを規定する条文がございます。
0:23:40	そういう大きな個別業務のPDCAについては、保安規定がございますので、保全プログラムというワードを使わずに、それ以外の必要な事項は、ほぼほぼその通り用語を使いながら、保安規定を整理していったところのものでございます。
0:24:02	ですので、大きい流れとしまして、このフローでいう中心の流れ、まずは施設管理方針を、我々の場合は社長が策定し、それに基づいて施設管理目標を設定し、事業所及び各部の活動に展開していくと、各部が所管している保全の対象

	<p>に対して、重要度を決めまして、計画をたてまして実施していくと、その結果、そのあたりがDということになりまして、それについてチェックし評価すると、その活動の施設管理指標という、設定してものを使って監視していくと、で評価を行いまして、保全の有効性評価、それから全体の施設管理の有効性評価、そういうところの流れがございます。</p>
0:25:08	<p>そのあたりの、新旧比較の条文でいいますと、17ページになりますけれども、62条の2から11あたりの条文になるということございまして、こういう中で流れが計画されて実行されていくというところですよ。</p>
0:25:38	<p>それから小さなPDCAという意味では、不適合が発生してくるでしょうから、それを処置していくというのが、この62条のところまでまいります。</p>
0:25:55	<p>あとは、これがメインのフローでございますので、資料のH-20143の3ページ、4ページになりますけど、今説明したところが、この図の体系の概要というところの③保全計画というところを基本フロー図で詳細に書いているというところですよ。</p>
0:26:19	<p>PDCAの不適合は、その外側に出てまいりまして、小さなPDCAをまわしていくと。それから基本フローだけでは語りつくせない、従前保安規定で実施していた、章立ての比較の17ページでいきますと、保守管理の中の変更前であれば定期自主検査、変更後では使用前自主検査、定期事業者検査になっていくということがありますし、補修及び改造であるとか、給排気設備の停止であるとか、計測器の管理といったようなものを含めて施設管理ということになってまいりますので、6章の中にはそれらを含めているということでございます。</p>
0:27:16	<p>あとは従前の保安規定でいいますと、操作の29条で規定しておりました巡視についても施設管理の中で実施していくということになってまいりますので、そのあたりを反映した章たてとなっております。簡単ですがざっと説明させて頂きました。以上です。</p>
0:27:40	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>今説明頂いて、補足も含めると理解できるのですが、資料8番目のH-20143の2ページ目で、皆さんからもご説明がありましたけど、保全プログラムについては規定していないということ、それから3ページ目を見ますと、保全プログラムとして策定すべき事項が、3ページ図2の施設管理における条文の体系概要の真ん中の枠の①の</p> <p>使用前事業者検査から⑥の機能維持のところまでの中、もう少し広げると計測器の管理とか巡視という一連の活動になっているのですが、個々の活動につ</p>

	<p>いては規定しているのですが、それを活動のプロセスというか、体系だった検討をしているのが、これでは見えないのですけど、JEAC4209の解説4を見ますと、そういう流れ、とくに保全対象範囲の策定であるとか、保全重要度の策定であるとか、指標を策定して、計画を策定して、監視して、そして保全の有効性を評価するという一連の流れが、皆さんの説明資料とか、保安規定の変更内容からは、見えてない状況なんですけど、そういう保全プログラムを実際に策定するということは、今の保安規定上どの様に規定しているのか、もしくは規定していないのであれば、社内でどういうふうに、プログラムとしてプロセスを策定することになっているのか説明を、もう少し詳しくお願いします。</p>
0:30:01	<p>原子燃料工業熊取の池野でございます。設備管理部門です。</p> <p>ただいまのご質問に関しまして、先ほどの資料のH-20143の図の1、2、3と続けて説明したいと思います。</p> <p>図の1施設管理基本フローでございますが、JEAC4209のPDCAサイクルそれぞれ、3つございまして、三角が点検保守の継続的改善に関するPDCAになってございます。</p> <p>四角のPDCAが保全活動の継続的改善で、丸が保守管理の継続的改善というかたちで、このフローを見て頂くと、まずは点検保守等の継続的改善というのが小さなループになってございまして、その外側を保全活動のループで、一番外側が保守管理の大きなループになってございます。</p>
0:31:18	<p>保守管理のループが施設管理というところに対しまして、真ん中のループが保全活動のループ、一番小さなループが点検保守等となってございます。</p> <p>このループの中で、保全活動のループの中に、ただいまご指摘頂きました監視、Dになってございます部分がございまして。</p>
0:31:47	<p>これに対応する私共の保安規定がどうなっているのかというのが、図の2の方で説明してございますが、上から見ていきますと、一番外側のループに対応します施設管理方針、これは62条の2というかたちで、社長が定めるということ、保安規定の中で書いてございまして、その下の施設管理目標及び施設管理に係る計画及び実施というのは、社長が各部長に定めさせるということを保安規定の中で定めてございます。</p>
0:32:31	<p>その下の①から⑥までの使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、機能維持、これは新規制基準対応工事中の設備の性能維持という意味合いがございまして。</p>

0:32:53	この6つに関して、保全計画として、各部長が計画を策定し、実施していく。それを設備管理部長に報告すると、ここに関する基準類を設備管理部長が定めるというかたちで保安規定に書いております。
0:33:22	この部分が図の1の点検保守に係るループになってくるんですけど、その中で不適合管理がございますし、一番下になりますが、施設管理に係る評価及び改善というところの前後に保全の有効性評価ですとか。施設管理の有効性評価という条文が保安規定の中に定めてございまして、それぞれ設備管理部長が評価、核燃料安全委員会へ報告するという監視の内容が保安規定で表現されております。
0:34:02	これが条文との対応でございますが、具体的な活動としては、図の3の方に、もう一度並べ直すかたちになるのですが、図の3横に広がってございまして、一番左上の要求事項というのがございます。
0:34:24	要求事項の中、事業許可ですとか、各種ニーズということになってございまして、これが先ほどの図の1で言いますところの施設管理のループになります。施設管理のループの中では、最初に言ったとおり、施設管理方針、施設管理目標を定めるというところがございますが、そのアウトプットをインプットといたしまして、右側の計画策定というところになってございまして。
0:34:58	この計画策定というところは、丸でPと書いてございまして、保全活動のループのうちの計画に相当いたします。ですのでこの図で丸のPで始まりましてPDCAの箱がございまして、このPDCAは先ほどの保全活動のループと、PDCAのループとなります。 内容までは言及いたしません、計画の策定の中での、保全の計画の中での具体的な活動内容と言いますと、先ほど出てまいりました保全対象範囲策定ですとか、施設管理の重要度の策定、それから施設管理実施計画の策定、保全活動管理指標の設定及び監視指標の策定というプランの部分になってございます。
0:36:01	ここから点検保守に相当します、図の1で言えば一番内側のPDCAになります。そのPDCAがこの図で言いますところの丸D、丸Cと、それぞれ施設管理の実施と結果の確認・評価ですね、このDとCの部分が小さなループになってございまして、それぞれDの中に施設管理実施内容として、設計管理、作業管理、調達管理というのがございます。

	それぞれに対して、チェックポイントがございまして、まさに施設管理実施と確認評価というのが小さなPDCAとしてまわっている。
0:36:54	<p>その結果、上にまいりますが丸Aというかたちで、保全の有効性評価が実施されていくということになってございます。</p> <p>一番右端の中ほどに、監視というのがございまして、私共の保安規定でも65条の2というかたちで定めてございまして、その監視というかたちで小さなループ及び保全活動のループ、両方監視いたしまして、上の線をとおって要求事項の方へフィードバックされていく。</p> <p>つまり施設管理の有効性評価を行ってフィードバックされるという体系になってございます。こういうかたちで、保安規定の条文が対応してございますので、一応保安規定の中でこういう仕組みを運用していけるというかたちでございませぬ。以上です。</p>
0:38:01	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>4ページの図3で、細かい説明をいただいたんで、図の1と2では分からない情報も保管して頂いたと思います。</p>
0:38:18	今ご説明頂いたような保全プログラムを策定するというのは、いわゆる色々な活動を、大きいPDCA、小さなPDCAというご説明ありましたけど、そういう全体として保全プログラムを策定する責任者はどなたが策定するのでしょうか。
0:39:01	所長が各部門長の策定を指示するのですが、プログラムとして核燃料安全委員会、所長、社長へのフィードバックの役割になるのは設備管理部長というかたちになってございます。以上です。
0:39:21	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>皆さんの保安規定を見ていて、保全プログラムの策定と言って、それで形があるというよりは、今全体をご説明頂いたような活動を総称してJEACでは言っておりますけど、そういうプログラムを策定して、プロセスを明確にしてPDCAまわす、プログラムを策定するという記載が、保安規定の中で見えませんので、誰がどの様にプログラムを策定するのかということについては、保安規定で規定した上でこの様な説明をするようにして下さい。</p>
0:40:28	<p>原燃工熊取の黒石でございませぬ。</p> <p>今ご指摘頂きました全体の活動として、総称として保全プログラムという用語</p>

	<p>を使っているという意味では、全体の活動を総合したようなかたちで規定しておりますものが、従前補修及び改造基準、保全の中核となるような基準がございましたが、その中に今回説明させて頂きました全てが、盛り込まれてまして、それをもって、それを定めるのが設備管理部長で、設備管理部長は基準を定めるだけでなく、色々、池野の方から説明しましたものを取りまとめて、全体を取りまとめる責任者ということで規定してございます。</p>
0:41:22	<p>恐らくおっしゃって頂いたような、中身のことが規定できているのではないかと、規定に載るのは第58条、59条でPDCAを定めておりまして、基準を策定することとしております。</p> <p>そういう中で処理できているのではと考えております。不足があるようでしたら、保全プログラムという建付けが必要になるのかもしれませんが、やるべきことは基準の中でできているのではないかとこのように考えております。以上です。</p>
0:42:07	<p>核燃料審査部門の古作です。</p>
0:42:13	<p>保全プログラムという用語自体はどうでも良いと思っているのですが、一方で全体をまわすというシステムを維持管理をする人は誰かということは大事で、今話のあったところだと、社長以下で言えば設備管理部長が全体を見るといことで、保安規定の第58条といったところでは明確になるというご説明だったと思うのですが、一方で、それを評価するタイミングのところと言うと、第59条の主語は各部長になってしまっていて、設備管理部長の位置づけがはっきりしないということがあると思います。</p>
0:43:04	<p>らに、今の確認のポイントにもなっているのですが、第59条で言っている施設管理に係る評価及び改善というものと、第62条の11で言っている施設管理の有効性評価というものが、内容として違うのか一緒なのか、誰がどうするのかといったようなところを、どう整理されているのかというのが、今の条文だと良くわからないといったところで、施設管理業務全般をどういうふうにマネジメントするんだといったところを、改めてご説明頂いた上で、どうあるべきかという話になるのだと思いますが、どうお考えでしょうか。</p>
0:43:51	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p>
0:43:54	<p>今ご指摘頂いた部分、長かったので全てお答えできるのか分かりませんが、62条の10の保全の有効性評価であるとか、62条の11の施設管理の有効性評価であるとか、先の中の活動で評価して見直していくということになります。</p> <p>そういう活動があり、回っていった中で、仕組みとしての見直しが必要だということになりますと、58条で計画としての基準を定め、59条で評価を行っていく</p>

	<p>ことになりますので、仕組みとしての見直しということが、一番施設管理の中の大枠の評価及び改善ということになっていきますので、そちらについて実施するという事になってございます。</p> <p>今、確かにおっしゃって頂きました主語のところですね、58条は設備管理部長で59条は各部長となっておりますので、このあたりは再度検討させて頂きたいと思っております。以上でございます。</p>
0:45:12	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>その点で、主語、誰がどうマネジメントするのかというのをはっきりさせるというのも、保安規定の審査のポイントになってますので、その点で評価、改善は、先ほども話があったように、小さいループ、中くらいのループ、大きなループと一通りあるので、その観点でどの様に定めるのが良いのかということ、その中で、一番大きなループについて、先ほど永井が話をしたということだと思いますので、その関係で、保全プログラムという用語はさておいてですね、大きなループをどう表現すれば良いかを考えて頂いたら良いかと思っております。</p> <p>ついでに申し上げますと、H-20143の資料で、4ページで関連を一通り説明頂いたということで、この中でチェックのところについては、色々相まっているのですが、使用前事業者検査、定期事業者検査もチェックの一部だということを示されていて、保安規定の条文の中でも、呼び込みがされているということなので、これについては、条は分かれているけど、位置づけは整理されていると理解しています。</p>
0:46:44	<p>一方で、この図の中に先ほど言った保守管理の有効性評価が入っていないというようなことが、頭の整理として十分になっていないことなのかと思っております。</p> <p>その点は、この資料の前の3ページに保全の有効性評価、施設管理の有効性評価が③の保全計画の中に入ってしまったので、このループについても分からないということだと思いますから、合わせて検討いただいたら共通認識をはかるということでも、いいのではないかと思います。</p>
0:47:22	<p>もう1点その関係で不安に思ってますのは、3ページで書いているところの④、⑤、⑥について位置づけが不明確かと思っております、条文で言いますと保全プログラムという表現が良いのかどうかは分かりませんが、それだと別枠で書いているようにも見えるので、その位置づけについて共有しておいた方が良くかと思っております。</p>
0:47:38	<p>ついでに言うと、その下の計測器管理、巡視もなんですけど、巡視であれば、点検計画の前に巡視というのを保安措置ガイドでは書いてありますし、計測器管理については点検計画の中で一体となってということで議論になるかと思</p>

	<p>ます。</p> <p>機能維持については、運転管理との関係もあつたりするので、そう言ったところも整理する必要があるということで、④の補修及び改造になれば、点検計画と並んでいる設計及び工事といった施設管理の中の行為のそのものになりますので、その考え方、保安規定どうあるべきか、どう考えたかをお聞かせ下さい。</p>
0:48:55	原子燃料工業熊取の黒石でございます。少々お待ちください。
0:49:23	保安規定の条文の中で、62条のなにがしかのところ、呼び込んで補修及び改造であつたり、給排気の停止であつたりというのが、十分にこの図の2で示していない部分もありますし、ご指摘踏まえて必要な検討をしてみたいと思いますので、もう一度整理をしたいと思います。以上でございます。
0:50:03	核燃料審査部門の古作です。よろしく申し上げます。
0:50:08	私が直接担当している原燃の保安規定でどうなっているのかということで申し上げますと、この条文はありません。
0:50:16	保全プログラムの中で全体として管理するということになっていて、給排気の停止については運転管理の方が必要なプラントの状態としての系統構成の管理をするといったようなことで対応するというので、一般的な規定の運転管理と施設管理という両輪の中でマネジメントするというので、保安規定で具体的には書いていないという状態になっていますので、そういったところも勉強頂いたら良いかと思っています。
0:50:59	原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。検討をもう一度進めたいと思います。
0:51:12	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>定期事業者検査あるいは点検計画といったようなところの内容なんですけど、今回の申請の中だと別表13の2というのが、施設定期自主検査から定期事業者検査なり定検のものに切り替わるかたちで整理されたと思うんですけど、その部分の原燃なり他の事業者の保安規定では、こういったレベルのものは保安規定の下ですね、下位規定の中で管理をして、保全の有効性評価を実施しながら改善をしていくという、規定のレベルを変えているのですけれど、その点はどうぞお考えになっていますか。</p>
0:52:24	原子燃料工業熊取の黒石でございます。
0:52:28	別表13の2を今回新しく出させて頂きました主旨ですが、施設管理を実施する大きな目的というのが、今回法令改正で新しく出てまいりました技術基準を

	<p>維持管理するということだということで、各条文をどの様なことで施設管理の中で実施していくのかという整理表があった方が良いと考えまして、従前ですと別表13ということで施設定期自主検査があったものですから、それも新しい検査制度の対応ということで新しくさせて頂いたものです。</p>
0:53:21	<p>捕捉されたPDCAを回す中で見直していくということは、大きなことでは管理内容が変わることはまずないと、あれば保安規定を変更することになるのですが、ないとした場合に実施すべき項目、検査の項目は変わらないけれども、我々のやるべき行動が変わるのであれば改善点の中で、詳細に手順に落とし込んでいます。ここについては見直しがかかっているものだと考えています。大きな枠を別表13の2の中で、決めておいた方が我々は活動しやすいのかなというところのものでした。この中で、この項目でこういう設備があって責任者がいるということは保安規定で書くことかなというところの整理でございます。以上です。</p>
0:54:21	<p>核燃料審査部門の古作です。</p>
0:54:25	<p>他の社が規定しなくて良いものを御社が規定すること自体は否定することではないのですけれど、現状規定しているのは、内容として不備があって、定期事業者検査の目的は施設全体について、基準適合を網羅的に確認して頂くという必要があって、今回の法改正で実用炉も重要なものをやるということから、法規定事項を変えています。</p>
0:55:00	<p>その関係からすると、今回の別表13の2は、技術基準のうち一部のものだけ定期事業者検査をやりますということにしかなくて、あまりにも不備があります。</p> <p>それを網羅的に書くとなると、細かな条項に対する検査方法を固めてしまうということになってしまうので、そういったものは状況に応じながら適宜直していき、より良い検査方法にしていくと、毎年の改定があつていいものだと思つてまして、それは要領書の議論の中に入るものですから、このような上流文書で規定するものではないというふうに思いますけど、いかがですか。この場で議論したいですか。</p>
0:56:01	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>一応この場に社内で集まってまして、上位のものもおりまして、おっしゃって頂いたことはごもっともだと思いますので、拝承する方で、もう一度考え直して、どの様な仕組みにするべきかというところ、検討したいと思います。以上です。</p>

0:56:50	<p>原子力規制庁の永井です。</p> <p>それでは、H-20143の施設管理についてはここまでにして、後ほど全体をとおして確認があれば、時間をとりたいと思います。</p>
0:57:08	<p>次に高経年化の技術評価について確認を進めたいと思います。</p> <p>資料については、H-20142、本日の資料の 7 番になります。ここで経年劣化に関する技術評価、私の方で高経年化と言いましたが、これPLMと言ってます、及び長期施設管理方針で資料を準備頂きましたので、簡単にこの内容についてご説明頂けますでしょうか。</p>
0:58:00	<p>原子燃料工業熊取の平沢でございます。</p> <p>それではH-20142、経年劣化に関する技術評価(PLM)及び長期施設管理方針について簡単ではございますが、ご説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、現在申請中の加工施設の保安規定変更認可申請に関しまして、経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針について具体的に説明したいと思います。</p> <p>具体的な内容は添付の中の、次のページの添付1に概要を書いております。</p> <p>もともと2章の保安院の時代の加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方についてを参考にいたしまして、実施することが要求されていまして、これをやっておりました。この評価をやるにあたりまして、手順及び体制を社内で規定に定めまして、具体的な評価を実施しております。</p> <p>熊取事業所につきましては、昨年12月の時点で操業47年ということで、それに基づく評価をいたしました。</p>
0:59:38	<p>今回新しい保安規定の中で長期の施設管理に仕組みが変更になったのですが、やること自体は特段かわってなく、長期保全に変更はないということになります。</p> <p>それでは添付資料1について簡単にご説明いたします。</p>
0:59:59	<p>2. 2にありますように、評価期間、今年の3月を期限といたしまして、評価対象期間は、平成11年から平成31年までの20年を評価しております。</p> <p>評価の対象とした設備及び構築物につきましては、①の下の方にありますように、(1)から(5)におきまして検討しております。さらに(1)から(5)を含む建物についても検討しております。</p>

	<p>全部やるわけではありませんが、②にありますように代表機器での部位への分割を行っております。その方法につきましては(1)から(2)にあります図面類や仕様書等の文書を参照いたしまして、代表機器の抽出を行っております。また、構成機器を取り換え単位に分割して構成部位としております。(3)といたしまして、同一仕様で同一環境の部位がつながる場合には、まとめて一つの部位として評価しております。</p> <p>評価のプロセスは図1に、この様なフローで社内基準にも記載いたしまして、この手順で実施しております。</p>
1:01:30	<p>結果につきましては、表1、2ページにわたって書いてございますけど、設備名その代表機器で、どの部位で評価したか、その部位が発生している又は発生する可能性のある経年変化の事象、劣化なり全面腐食とか固着とか、そういう異常に対して、現状の保全内容がどうなっているのかということに対して、評価いたしまして、まとめたものになってます。</p> <p>加工施設の全施設に対してやりまして、2ページ目で架台とかアンカーボルト、代表例を検討して、全面腐食なり、そのアンカーボルトが緩みがないかどうかをチェックして、長期の保全結果の評価をしております。</p>
1:02:30	<p>結果的には、まとめにも書いてございますように、耐震につきましては現在新規製の工事の方で、順次安全機能の向上をやっているところでございますが、それも含めて今後10年間の施設と設備について健全性は確保できます、安全機能は維持できますということで、今後10年間問題なく使用できるということを経年変化に関するまとめをしております。説明は以上です。</p>
1:03:08	<p>原子力規制庁の永井です。</p> <p>いくつか事実確認させて下さい。まず、資料の1ページ目、ページはふってませんが、2ポツの書き出しのところの、核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の8の2に規定された、うんぬんというところですが、ここは最後のまとめの具体的な評価を実施してきているということで、これまでのことを説明した段落になっているということで説明していると理解してよろしいですか。</p> <p>理由は、現在の加工規則、4月1日以降は7条の8の2という加工施設の定期的な評価という規定は、既になくなっていきますので、最新の状況を言っているのではなくて、これまでそういうふうにしてきたということで、第2段落目も、そういうかたちでこれまでの、実施結果を説明しているということで理解してよろしいですか。</p>
1:04:30	<p>原子燃料工業熊取の平沢でございます。</p>

	永井さんがおっしゃったようにポツの第7条の8の2は、現在の加工規則ではありませんので、経年変化という意味では、7条の4の2だと思いますけど、ちょっと記載が不十分で申し訳ありませんが、今までもやってきたということになります。以上です。
1:04:58	原子力規制庁の永井です。 その上で、これまでの実績として、第2段落目ですが、令和元年12月で操業47年と書いてあるのですが、これまでの実績として、何回実施しているのかを、実施時期をご説明頂けますでしょうか。
1:05:32	原子燃料工業熊取の平沢でございます。 長期保全の評価につきましては、平成11年5月からやっております、実際の報告で評価したのは、平成23年頃と、今年の3月の計2回評価をしております。以上です。
1:06:26	原子力規制庁の永井です。わかりました。 そういう実績に対して、1ページ目の最後の行になりますけど、長期施設管理に仕組みは変更になったが、この長期保全に変更はないということは、現在の、今検討している新しい保安規定の改正についての説明と理解してよろしいでしょうか。
1:07:05	原子燃料工業熊取の平沢でございます。 資料の文書が不十分で申し訳ありませんが、そのとおりでございます。以上です。
1:07:17	原子力規制庁の永井です。 そうすると長期施設管理に仕組みが変更になったというのは、具体的にどの様に変更になったということを意味して記載しているのか、意図がくみ取れないので説明をお願いします。
1:08:06	原子燃料工業熊取の平沢でございます。 従前、定期評価の中で、11章でやっていた長期保全計画とかなんですけど、今回施設管理の中でやるということで、用語が変わってるだけで、やる中身は変えてませんので、そういう意味では、仕組みが変更になったが、長期保全に変更はないということを書かせてもらっています。以上です。
1:08:34	原子力規制庁の永井です。今の説明については後ほどコメントしたいと思います

	<p>す。</p> <p>留意事項ですが、本日第2部も用意してますので、具体的な中身については、いくつか確認した点がありますが、第2部の方で確認したいと思います。</p> <p>この第1部では、仕組み、保安規定で、どういうプロセスで規定しているのかというところを確認する場とさせていただきます。</p>
1:09:05	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>今のご説明の中で、少し言葉足らずだったので、制度の話なのでこちらから言ってしまうのですが、仕組みが変更になったというのは、先ほど言って頂いた条文の場所が変わっているということがあって、長期保全計画という言葉ではなくて、長期施設管理方針というかたちで、評価結果をまとめる。その長期施設管理方針を一般的なところで定めている施設管理方針に反映するという規定に変わっています。</p>
1:09:50	<p>その点を、今回の保安規定でどう表したのかというのが1点、さらに保安規定審査基準では、長期施設管理方針を定めなさいということではあるんですけど、御社の申請書ではそれが見当たらないといったことで、どう考えているのかというところを説明をお願いします。</p>
1:10:16	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>ご指摘はごもっともございまして、実は今でも同じ主旨のところがありましたので、今回の保安措置ガイドとの照らし合わせということは、資料作りとして行っております。</p> <p>やはり照らし合わせまして。古作さんおっしゃられたとおりでございまして、長期施設管理方針を定めたり、変更したりした場合には、施設管理方針に反映するといったようなこと、そういう活動が重要だということが書いてございましたので、このあたりは検討いたしまして、今後の補正で反映させて頂ければと考えているところです。そこも説明は後ででてくるとは思いますが、照らし合わせ資料の一番最後のあたりが、関係している部分でございます。以上です。</p>
1:11:24	<p>核燃料審査部門の古作です。よろしく申し上げます。</p> <p>基本的には、過去評価された結果というのは、規則改正の附則の10条で、過去の評価は改正後のこの評価にみなすということ、その結果についても方針とみなすということになってますので、内容についての議論をここでやる必要は本来なくて、念のための確認という主旨なので、第2部ではその主旨のもと確認させて頂ければ思うんですけども、なので、内容的というよりは</p>

	<p>形式的としてみなされたものを、しっかりと保安規定のところに定めることが必要ということを理解頂ければ結構です。</p> <p>その視点で、原燃なり他の保安規定を審査を進めてやっているところがありますので、こちらの方もこういったところを参考にして頂ければと思います。</p>
1:12:30	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。承知いたしました。</p>
1:12:48	<p>原子力規制庁の永井です。それでは経年劣化に関する技術評価そのものは以上になります。</p> <p>今回は、その結果、長期施設管理方針を定めるということで、先ほど古作からも少し説明がありましたけれども、皆さんの保安規定の中で、長期施設管理方針をどういうふうに施設管理の方針にフィードバックするのかという規定なんですけれど、6番目の資料で、今黒石さんから説明があったH-20141で、この資料でどの様にフィードバックするのか、説明をお願いします。</p>
1:13:49	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>それでは、今ございましたH-20141で保安措置ガイドとの対比で、今回の保安規定の変更について説明してございます。どの様なガイドを参考にしているのかを書かして頂いてございますが、この中で、2、3検討が必要だとしておりますところがございます。</p> <p>黄色のハッチングで示しているところでございます。</p> <p>11ページを見て頂きますと、第62条の2のところ、説明では高経年化に関する技術評価に基づき策定する長期施設管理方針の内容を施設管理方針へ反映して施設管理を実施することが、現状の申請では読み取れないかなというようなことでございますので、このところは検討させていただくところでございます。</p> <p>実態といたしましては、先ほど実績として説明させて頂いております活動はしてまして、長期のもので、長い期間で活動しているもの、施設管理は毎年見直してやっており、これまでも保守管理としてやってきたもので、これを融合するようなかたちで実施するものだということで考えております。</p> <p>それにつきましては、この資料22ページから23ページあたりのところでございます。</p> <p>ガイドの方の記載でいきますと、一番最後のところあたりで施設管理方針に反映することにより、一体として実施していくことが明確に記載して頂いておりますので、一体として実施していくという言い回しはしているのですけれども、少し記載が足りないのではということで検討しています。</p> <p>そういう活動の計画と実態を踏まえまして、どの様な長期施設管理方針として</p>

	<p>いくつかということにつきましては、先ほど指摘頂いている先行他社様の規定されている条文なども参考にさせて頂きながら、検討しているという状況でございまして、23ページの黄色ハッチングさせて頂いたような検討をしているところでございます。以上です。</p>
1:16:38	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>先ほどの先行の例も参考にしながら検討して下さいと言ったところの、長期施設管理方針の扱いというところで、こう書かれるといったことはそのとおりだというふうに思います。先ほど永井の方から、いくつか高経年化の評価の関係で聞いたところの、評価の期間といったところは、ここで書いてあるとおり、今回の評価は10年間の評価で、だいたい10年毎に更新していくというようなことで、こういうふうに書かれるのかなと思います。</p>
1:17:20	<p>一方で、添付3を読み込んでいるところ、このページの一番上なんですけど、この前のページに書かれている内容がちょっと心配でして、実際には書いていただいているのですが、書いている内容としては、充実すべき保守管理項目はなしということなのに対して、22ページの下から3行目のところ、追加措置が抽出された場合は方針を策定するということだと、策定しなくて良いという規定になってしまっていて、添付3を付けているのと齟齬があるので、この点は、場合ががいらぬのではないかと思いますし、あとは見直しの時もあるので、策定するだけだと言葉足らずではないかと、ひとつの条文との関係で気になったところです。この点いかがですか。</p>
1:18:27	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>ご指摘のところ、まさに検討が必要だと思っておりますところかなと認識いたしました。</p> <p>やりたいこと言いたいことは、何か長期の活動の中で見えてきた場合には、それはそれで評価としてはまとまってくんだと思います。</p> <p>それを次の活動に反映していく際には、施設管理方針の中に盛り込んでいくというところが書けていないと思いますので、単純にこの部分の場合がが不要かという書き方で表現できるかについては、今一度考えたいと思います。以上です。</p>
1:19:19	<p>核燃料審査部門の古作です。よろしくお願ひします。</p> <p>資料戻りますが、高経年化評価の資料の2ページ、3ページに書いてある表の中で、この内容で保全としては、そんなに問題ないと思っはいるんですけど</p>

	<p>ど、一方でこの扱いが、今後の点検計画にしっかり落とし込まれるのかということですが、先ほど話があった定期事業者検査として、しっかりと条文との対応関係で漏れなく対応できるかと言ったところが気になってまして、少し概念的なところだけで結構なので、状況をお聞かせ頂ければとおもいます。具体的には、毎日の操作にかかわる点検というところについて、別表13の2では、その部分はないので、これは恐らく運転側での措置であって、保全の中に入っていないのではないかという気がしているので、これに対応する点検計画について検討する必要があるのかなと思っています。</p> <p>その他、年2回というところ、具体的には1年より短く書いてあるものについて、これを定事検の中での一定の期間、12か月以上といったようなところと、どういう関係性をもって判断していくのかということについて、核監と専検との面談の中で、一定の期間の議論をされていると思うんですけど、現状で認識をどの様に思っているのかをお聞かせ頂ければと思います。</p>
1:21:19	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>今ご指摘3点ほどあったかと思えます。1点は日々の点検というものをどの様に計画しているか、実態どうなのか、現状の申請では別表13の2では見えていないというご指摘だったと思えます。</p> <p>2点目は、表の1だと思えますが、年2回というものをどういうように、やっているのか。定期事業者検査は12か月という考え方がございますけど、この関係はどうなのかということだったかと思えます。</p> <p>申し訳ございません。3点目がうまく聞き取れなかったもので、もう一度おっしゃって頂けるとありがたいのですが。</p>
1:22:08	<p>核燃料審査部門の古作です。だいたいキャッチアップ頂いてまして、今の認識でご回答頂ければ良いと。</p>
1:22:35	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>ご指摘2点にしばらくさせて頂きましたので、そのうちの1点目、日々の点検につきましては、確かにおっしゃられたとおりで、別表13の2では十分に記載はしていないというものでございますので、別表13の2については実態として、日々の点検というのは、我々の下位の文書の中で明確にしている部分でございますので、現状もそうですし、今後もそうしようと考えておりますので、そういうことも踏まえて別表13の2の在り方は、考え直して、下位文書の中で展開するものかなというように考えています。</p> <p>日々の点検というのはありますので、その点検の中で従前も、操作の視点で点検をしていたり、設備に異常がないかということで巡視をしていたりという部</p>

	<p>分がございますので、そういう意味では、従前やっていたものを検証するかたちで今後もやってまいりますので、そういう計画を手順書に落とし込んでやっていくというようなものでございます。</p> <p>具体的には日々のことでございますので、どういうことかというのは、その都度決まっていくのですが、あるスパンをもって計画をたて見直したりというのは現状でもやっているの、そういうかたちでやっていきたいと思っております。</p>
1:24:06	もう1点、少々お待ち下さい。
1:24:21	<p>原子燃料工業の平沢です。ご指摘の年2回程度ですが、これは計画停電時に、年2回停電、夏休みと年末、こういう機会を利用して、非常用発電機の動作確認とか、焼結炉の起動停止の確認というものをやっていますので、年2回程度というカウントになってございます。以上です。</p>
1:24:54	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>実情は分かっているのですが、それを点検として扱うのは問題ないのですが、この中で、一定の期間というのを判断する時に、点検頻度をもって一定の期間を判断するということになると、単純に言えば一定期間が半年になってしまって、定期事業者検査にはつながらなくなってくるということがあります。</p>
1:25:19	<p>そうすると定期事業者検査として12ヶ月以上としての一定の期間を判定しようと思うと、それを包括したところでの定期事業者検査をして、12か月以上というものを判断するという別の枠組みを作らなければいけないということになります。</p>
1:25:40	<p>もう一つお聞きして思ったのは、動作確認というのは、発電所而言えば、検査でやるものと、サーベランスという施設管理とは別に、運転管理の中で状態確認をするという行為と2種類ありまして、サーベランスにも似ているような話をしているような気がしました。</p> <p>そういったところの位置づけも整理した上で、点検の中でどうあるか、それを定事検としてどうかということを考えて頂くことが大事なかなと思っております。</p> <p>この点は別表13の2をここで書かずに、下位規定でやるということであれば、この場での議論というよりは、今後専門検査部門といったところと議論をして頂いて、というフェーズで議論して頂ければ良いと思っております。</p>
1:26:38	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>今、こちら平沢から説明させて頂いたもの、年2回決まったものがございまして、夏休み、正月といったタイミングの点検と、それはそれとして、定期事業者検査として、想定しております時期に実施しながら、そういう点検の状況も踏ま</p>

	<p>えて検査を行って、そういう実績もございますので、それを踏まえた上で12か月以上というものが確認できるということで、定期事業者検査は実施していくものだと理解しております。</p>
1:27:29	<p>もう一つおっしゃって頂きました、サーベランス、運転管理の中でやっていくものにつきましては、我々ウラン加工の場合には、今回説明でお出しして頂きました資料、非常用発電機というものは、通常時止まっていて点検の時動かす、いざというときには動かすというものでございますので、基本的には止めた状態で検査をするというものでございますので、ちょっとこれにはあたらないとは思いますが、いずれにしましてもそういうかたちで実施していきたいと考えております。以上です。</p>
1:28:28	<p>核燃料審査部門の古作です。よろしく申し上げます。 念のため申し上げておくと、これまでの保全とか、やっていた点検とかが悪かったとかは全く思っていないで、それはそれで着実に継続してやって頂ければ良いと思ってまして、ご理解頂いているとは思いますが、今後の制度の中での点検の位置づけ、定期事業者検査の位置づけ、あるいは運転側で確認すべき事項と、それぞれあてはめを整理していきましようということでの指摘と思って頂ければと思います。</p>
1:29:08	<p>原子力規制庁の永井です。今の点で追加と言いますか、補足させていただきますけども、今回施設管理ということで巡視点検としています。</p>
1:29:28	<p>資料は最初の資料1番で、H-20100-1で、条文を新旧で比較している表で、16ページです。15ページの下第4章加工施設の操作で、第29条の巡視点検を変更後は削除して、62条の6第7項へ移管ということになってますけれども、その62条の7項を見ると、保全の実施ということで、先ほど別表13の2とか引用されている一連の条文で引用されているわけですが、ここを見直す際には、いろんな関連する条項が該当すると思いますので、単純に見直すということではなくて、別表13の2は定期事業者検査が入っていたり、いろんな情報が含まれていますので、関連するのは良く注意して、検討するようにして下さい。</p>
1:31:07	<p>特に加工施設の操作として実施する者と、施設管理の観点で巡視点検する者は、同じで良いのか違うのか、基本的には見る視点が違うと思いますので、誰が何を使ってどういうふうにするのかというのは、下位文書で規定するにせよ、良く注意して、役割とか職務職責等を確認した上で、仕組みを構築して頂ければと思います。</p>
1:31:45	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p>

	<p>ただ今のご指摘、了解いたしました。まさに今後どうするのか議論中のものがございますので、注意して規定していきたいと思っております。以上です。</p>
1:32:14	<p>原子力規制庁の永井です。</p> <p>施設管理の観点で、最後に、先ほど高経年化技術評価の関連にもなるんですけども、皆さんの中では施設管理の中で、高経年化評価も行うということでしたが、その条文については、具体的にどうかたちで長期施設管理方針を通常の施設管理方針にフィードバックするのかということを検討頂いているのか、もししたらダブるかもしれませんが、どこかの資料で念のため確認させて頂けますでしょうか。</p>
1:33:10	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>資料で言いますと6番目、H-20141の資料で、措置ガイドと対比した資料でございます。</p> <p>11ページ目、62条の2ということで、黄色でハッチングしているところで、長期施設管理方針の内容を施設管理方針へ反映して施設管理を実施するというような内容が書けていませんでしたので、そういうところを明確化したいというところがございます。</p> <p>あとは続きの62条の6ということで、一体として実施するというところを踏まえて、添付3に示すということを考えています、施設管理方針として実施していくと。</p> <p>文章は今後検討して、我々の方で咀嚼して、補正のところで反映させて頂ければと考えているところでございます。以上です。</p>
1:34:25	<p>原子力規制庁の永井です。わかりました。</p> <p>特に施設管理と高経年化評価、長期施設管理方針の関係なんですけど、加工規則の第7条の4の第2項で、加工事業者は長期施設管理方針を策定したり、変更した時は、これを施設管理方針に反映させなければならないと規定されておりますので、その点も理解して、先ほど古作からもお伝えしましたが、そういうことを意識して保安規定の方で書くようにして下さい。</p>
1:35:12	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>1点他の施設の状況を踏まえてお話しておく、長期施設管理方針ということで、施設管理方針に反映するということだとすると、反映プロセスのループとしては、一番大きなループの範囲になるということなので、その関係で、発電所も含めて規定場所は、保守管理の有効性評価の後の方に入っていて、頻度としても10年ということもあるので、一番大きなループのかたちで書いて反映す</p>

	<p>るといことになってます。</p>
1:35:55	<p>一方で、御社の場合は、保全計画の中に入っているという条文の並びになっているので、条文の関係の並びということでは分かりにくいかと思ってます。規定内容が正しければ、場所はということはあるんですが、そういう状況から少し検討いただければ良いかと思ってます。</p>
1:36:27	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。検討を進めたいと思います。以上です。</p>
1:36:40	<p>原子力規制庁の永井です。それでは保守管理と高経年化について確認しました。とりあえこの資料確認は以上になります。</p>
1:36:56	<p>それでは次の資料の確認なんですが、今回資料がたくさんあるので、資料の順に戻って事実確認を進めたいと思います。今までの議論で大きい点は確認できたと思ってまして、小さな点についていくつか確認したいと思います。</p>
1:37:23	<p>資料としては2番目のH-20101-2、品質マネジメントシステムに係る許可との整合性についてです。こちらの方は武田の方から確認します。</p>
1:37:46	<p>原子力規制庁の武田です。 資料②につきまして1点確認させていただきます。ページで26ページ、一番最後のページの表2からの質問になります。 その②不適合及び是正措置の見直しについてなんですけど、一般にCAPシステムと言われているものになるんですけど、この欄の中の具体的な対応内容といった欄があるんですけど、是正処置を行う端緒となるものを含むという記載があるんですけども、具体的にどの様な情報を分析評価するのかを説明頂けるでしょうか。</p>
1:38:44	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。 この部分につきましては、従前の活動につきましては、保安規定に基づいて定められていなかったところでございます。 是正処置を行う端緒となるものにつきましては、何か、我々の活動の中で気が付いたものであったりとか、ということであって、それが是正処置を行うか、行わないかと言ったような、仕組みが不十分であったというようなものです。 そこについて、保安規定は認可されていませんけれども、その活動を試運用と</p>

	<p>いったかたちで、やり始めようということで行っているものでございます。なにがしか事業所内で、要員たちが気づいたものを、情報を集めまして、それはただの気づきであるのか、あるいは従前やってきた不適合の是正処置という仕組みの中で保全するものなのか、あるいは、もう終わっているのであれば記録として、そういう不適合の仕組みの中で、こうしておくべきだというようにするべきものかということを決められた仕組みの中でやっていくということ、具体的には会議体ということで規定しまして、運用しようというところでございます。</p> <p>そういう情報がございまして処置すべきということになりましたら、ここから先は従前の不適合の処置にのってまいりますので、従前の評価及び改善の中で回すということで、当然上の方に回って、フィードバックがかかるものと思っております。以上です。</p>
1:40:48	<p>原子力規制庁の武田です。</p> <p>こういった説明があったものについては保安規定上で反映されているのでしょうか。</p>
1:41:43	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>今回の保安規定変更の条文で言いますと、15条の2で未然防止処置というのがございまして、こういう中で、自らの組織で起こりうる不適合うんぬんといったようなところが端緒となりまして、そこから先は従来のやり方になっていくと思いますので、15条の是正処置等ということにはなっていますけれども、この関連で処置が進んでいくと考えてございます。以上です。</p>
1:42:33	<p>原子力規制庁の武田です。仕組みが明記されているということは理解しました。</p> <p>分析をする対象となるものが何なのかということは記載してあるのでしょうか。</p>
1:43:05	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>具体的な対象が保安規定の条文の中には書いてございませんけれども、我々の下位文書の中で、ほぼほぼ活動を網羅したもので、情報を吸い上げていくようなことを考えておりますので、下位文書でということと考えてございます。以上です。</p>
1:43:36	<p>核燃料審査部門の古作ですけど、保安規定で書いてないと言われたんですけど、私の理解が良く分からないので、実情と合わせてお聞かせいただきたいのですが、この資料だと23ページに縦軸のナンバーで359のところ、データの分析及び評価というのがあって、その下364のところ、今の㊶ということで、是正処置を行う端緒となるものを含むということの対応として、保安規定第15条の2の第2項第3号ということで記載をするということになっていて、これ</p>

	<p>についてはデータの分析評価なので、その下367、368の継続的な改善の中でデータの分析というのがある、先ほどの未然防止なども含めて、データが改善していくというようなことになるんですけど、こういったところで出てくるということだと思うんですが、このあたりについて保安規定でどう書いてあるのか、実務としてどういうふうに戻るのか、それが未然防止処置とどういう関係で回っていくのかを説明頂きたいと思います。</p>
1:45:09	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。</p>
1:45:13	<p>今おっしゃって頂きました資料H-20101-2だと思ひまして、この資料に保安規定の条文書いてございますので、おっしゃって頂いたナンバーのところでございます。</p> <p>まさにそのところ、従前の保安規定では十分に書いていなかった部分、今回追記したようなところがございますので、それを踏まえまして、社内の基準に落とし込んで、具体的に運用していくということになります。</p>
1:45:49	<p>例えば、具体的なものであれば、日常の活動の抽出ということになりますので、一般的な安全でのヒアリハットであったりとか、あるいは改善という意識をもって、こうしたらどうかという意見が集まってまいりますので、その中で保安に関係するようなものを、こういう活動の中でピックアップしなければなりませんですし、そうでなければ、それ以外の仕組みの中で、実行していけば良いといったようなことを決められた会議体の中でやっていこうかなというようなところでございます。</p> <p>運用といえますか、運用については下位文書で定めて、具体的にやっていこうとしているものでございます。以上です。</p>
1:46:45	<p>核燃料審査部門の古作です。わかりました。</p> <p>今後下位規定でということなので、今どうしろというようなことはないのですけれど、制度設計上の想定でいうとですね、不適合事象ではないので、必ずしも不適合管理の中でやらなければいけないということではなくて、別プロセスがあっても良いし、やり方として一体としてやりたいということであれば、それでも良いということだと思いますので、社内でうまくマネジメントできるように整理して頂ければ良いと思っています。</p> <p>その点で未然防止処置の条文だと、どうしても不適合ということがつきまってくる状況になってございますので、社内で誤解のないように、運用しやすいようにして頂ければ良いように思います。</p>

1:47:42	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。ちょっとまだ、こなれていない部分でございますので、検討していきたいと思っています。</p>
1:48:11	<p>原子力規制庁永井です。今の未然防止の活動について、下位文書で定めて実施するというのをご説明頂きましたけれども、保安規定上の規定内容として、同じ資料の番号で364ですね、最初に武田の方から質問したとおり、是正処置を行う端緒となるものということで、どういう理解でいるかという点について、いろんな解釈ができると思いますので、ここで品管基準規則の解釈の欄を見て頂ければ、是正処置を行う端緒とは不適合にはいたらない、機器等のプロセス、特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得るということで説明しているのですが、皆さんの保安規定上には、そういうことが明記されておりませんので、2次文書に記載するにあたって、こういう観点で規定するということを保安規定で明確にして、実施して頂くようにして下さい。</p>
1:49:44	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ただ今のご指摘、現状申請させて頂いている部分で、十分記載していないことを理解しましたので、検討したいと思います。</p>
1:50:01	<p>原子力規制庁永井です。品質マネジメントシステムについては以上になります。</p> <p>次の仕様にいきたいと思いますが、3番目の資料、加工施設における保安規定の審査基準との整合性についての資料になります。</p> <p>これについては、既に保守管理の条文とか、保安措置ガイドで事前に確認しておりますので、まだ全部見つかったということではありませんが、特段追加の確認はありません。</p> <p>1点だけですね、この資料なんですけど、H-20104-2の1ページ目の右側、保安規定関連条文ということで、四角枠、赤字下線部が変更箇所ということで、青字丸括弧が説明補足、四角囲みが前後する該当箇所ということになっているのですが、我々見ていて、今回、既に補正予定の条項、皆さん自身で検討して、改定しているという条項が分からないのですけれども、これは保安規定の条項の中で、そういう情報、既に申請している保安規定にさらに修正を加えているというところがあれば、ご説明頂けますでしょうか。</p> <p>全部でなくて結構です。</p>
1:51:48	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p>

	<p>ただ今のご指摘承知いたしました。今回補正に向けて準備を進めている中で、今回の面談に出すべしということになりまして、ここの表現を時間の都合ではしよらせて頂いたところでございます。</p> <p>検討しているところを反映したものを、そこをハッチングしていないということで分かりづらい資料になってございます。</p>
1:52:23	<p>いくつかの例をご紹介させて頂くと、5ページ目でありますと、面談でコメント頂いたところでございますが、第7条ですね、品質目標というのは、品質基準に対する要求事項だということで、主語の記載部分がうまく言ってなかったということを見直しさせて頂いたものになってございます。</p>
1:52:54	<p>あるいは、7ページの第10条の3のところ、力量のところ、機器等の検査等の要求事項というのが品管基準規則にあったと思いますが、その中でコメントがございました時に、検査員の力量に関するコメントでございました。</p> <p>10条の3との関連で、教育訓練については23条ということで規定しておりましたので、23条は、もともとの申請させて頂いた中では、変更する予定ではなかったんですが、面談でご指摘いただいたことを踏まえまして、23条も一部、修正が必要だと考えております。</p> <p>この資料の18ページ、23条ということになりまして、力量について明確にさせて頂いております。</p>
1:53:55	<p>そういうところがコメントを頂いて、反映させて頂いたところの例でございます。細かいところも沢山ありますけれども、平常時の環境放射線モニタリングというようなところですね、具体的には29ページのあたり、審査基準の並びで書いていきますと、条文が順番どおりに出てこない部分がありますので、四角囲みで表現させて頂いている中に、今申しましたところが出てまいります。</p> <p>この整理表の中では、29ページあたりになってございます。主なところ以上でございます。</p>
1:54:44	<p>原子力規制庁永井です。</p> <p>分かりました。今ご説明のあった点は、我々の方でも確認をしておりますので、特に識別はなくても確認はできています。本日の資料は、このままで結構ですけれども、最終的に、今後補正をした段階では、補正後の条文を反映したかたちで、改めて資料提出をお願いします。</p>
1:55:23	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。承知いたしました。</p>
1:55:39	<p>第1部で予定した確認事項は以上になりますが、全体をとおして、熊取事業所</p>

	の方から、何かありますでしょうか。
1:55:59	原子燃料工業熊取の黒石でございます。こちらからは特にございません。
1:56:25	規制庁の小澤です。
1:56:31	今回の申請で、保安規定の変更の時に、新規制基準で想定した設計想定事象のものを保安規定に盛り込んだという前回であったと思います。 今回それぞれの事象を盛り込んだのが前回であって、今回設計想定事象ということで、内容自体は、記載は大きく変わっていますが、事象をまとめたということで変わっているように見えますけど、内容自体は変更なしということで、この申請の内容を読んでいます。この認識は同じということでよろしいでしょうか。
1:57:39	原子燃料工業熊取の黒石でございます。 今おっしゃって頂いたとおりでございます、前回、昨年6月に認可を頂きました保安規定につきましては、ワードとして設計想定事象というのがでておりませんので、それを出させて頂いて、それとともに条文の整理をしているのですが、新しい検査制度の法が施行されても、やはり、ここの要求事項は変わっていないという認識でございますので、記載ぶりはかわったけれど、規定は同じという認識でございます。
1:58:25	規制庁の小澤です。 その整理の中で、初期消火活動というのは設計想定事象の中の事象に含めて整理されている状況だと思うのですが、第6節の方に初期消火活動というのが残っていて、37条の3であたりとか、記載の中身を見ると、初期消火活動に対するお話をしている、ここのところが30条の3との整理との関係が、理解できなかったところで、どの様なかたちで整理するということを考えられているのでしょうか。
1:59:34	原子燃料工業熊取の黒石でございます。 資料で簡単な整理をさせて頂きますと、H-20100-1、審査会合の時に資料1-1として示させて頂いたリバイス版でございます。 この中で章立ての新旧比較ということで示させて頂いております。今ご指摘頂いた、変更前30条の2、変更後の30条の3のあたり、30条の4もそうなのですが、これは章で言いますと、第4章ということで、平常時の状態でいざという時のために備えるべきことということも含めて、ここに規定しているということでございます。
2:00:42	ですので、変更前30条の2、初期消火活動のための体制の整備ということ、これは変更後には設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置ということ

	<p>で、まだ、事象としては起こっていないけれども、予め整理しておくべきことを規定していたというものでございます。</p>
2:01:08	<p>これが火災が発生したということになりますと、実施すべき事項としましては、通報して、公設消防が到着するまでには、消化、延焼の防止という活動を行うわけですので、そのあたりの軸の活動を、異常が発生した時の軸の活動をしていくということで、第5節が異常時の措置、第6節が初期消火活動ということで、この部分だけを残しておいたものでございます。</p> <p>こういう通報であったり、初期消火活動というものは、条文で加工規則変わりましたが、条文として残しておりますので、この部分は修正する部分ではないという整理でございます。</p> <p>去年6月に認可頂いた時に、こういう章立てで変更したものを、現在も引き続いてやっていこうと考えておりますので、初期消火の部分も体制の整理の部分だけ設計想定事象のところにもまとめて統合したというところでございます。以上です。</p>
2:02:57	<p>原子力規制庁の永井です。</p> <p>今我々の方でも確認しているのですが、時間がかかるかもしれないので、これは第2部の方で、個別具体的な対応については確認したいと思います。</p>
2:03:12	<p>基本的に第4章、加工施設の操作のところ、今回新たに規定された設計想定事象が30条の3に規定されたことによって、その他の重大事故に至るおそれがある事故と大規模損壊が、この操作のところに入ってきているという、今黒石さんからご説明があったとおり、平常時の備えということで規定しているということは理解できるのですが、この条項が入ってきたことにより、初期消火がずれたりとか、いろいろ規則の要求に合わせて、ご苦労されていると思いますけれども、事象の進展、通常時から異常時、そして初期消火だったり、さらに設計基準事故の発生の対応、重大事故に至るおそれがある事故、大規模損壊という事象進展に応じて、各事象に応じて、誰がどの様な手順で、どんな体制で、何を使って実施するのかということが、条の順というよりは、プロセスというか、それぞれ誰がどこに通報して、誰が判断して、異常時の体制に移行するというようなことが、きちんと読めるかどうか、もう一度確認しておいて下さいということで、一般的な話になりましたけど、お伝えをします。</p>
2:04:47	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>少し補足しますと、規則で、今回設計想定事象というところで枠を作ったり、重大事故と並べて整理をしたりと、保安規定要求もまとめてということで書き換えておりますのは、これでも、まだ危険時の措置とか、非常時の措置とかで、類</p>

	<p>似の事項が、まだいくつかあって、関係性というのが規定上で平行しているところがあって、事業者の方で、うまく想定して、運用しやすいようにという工夫が必要などころではあるんですけども、全体として非常時に、いろんな設備の安全に対する対応として、一連の手順の中で、有機的に繋がっていくべきものというのは、われわれの規定が並行してあるもので、それぞれの活動になっていて、実際の有事の時に活動しにくいマニュアルになっていては困るということがあって、一体を整理をしやすいように、工夫をしたつもりでいます。</p>
2:06:12	<p>この関係から、保安規定についても、我々の規則にとらわれずにですね、事業者内での活動をしやすい保安規定の体系というのを作って頂ければと思っておりますので、必ずしも同一に作る必要もないですし、事業者ごとに考えが違っていても良いということだとは思っておりますけど、少なくとも、この主旨のもと体系を整理しておいて頂きたいと思っております。</p>
2:06:37	<p>今日の資料H-20104-2という審査基準との整合性の資料で、34ページからが設計想定事象ということですが、ここで設計想定事象の条文、第30条の3なり、合わせて30条の4と言ったところを書きいただいているのですが、今話のあった、初期消火活動というのは、もともとのものを残しているといった関係が、ここに書かれていなかったりしますので、そういったところも列記頂いたところで、関係性を整理して、より改善できるものであれば改善すると、あるいは我々の要求の枠でいけば、初期消火活動も入ってきますので、条文のその関連性を書く、いろいろな工夫があらうかと思っておりますので、検討いただければと。以上です。</p>
2:07:47	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。今おっしゃって頂いたところ、もう一度確認させて頂きます。30条の3、この資料でいきますと、H-20104-2の34ページのところで、初期消火活動のことを、どの様におっしゃられたのか。我々としては、初期消火活動というワードは、30条の3の(1)で書いているようなことですね、通報したり、延焼防止をしたりということ、従前から手順に定めておりますので、こういうことは今後もやっていって、いざとなれば活動を行うということで規定しておりますので、そのところでどの様なコメントであったのか確認させて頂きたいと思っております。</p>
2:08:49	<p>核燃料審査部門の古作です。 逆にお聞きしたいところなんですけど、先ほどの説明と今の説明があっけないような気がしていて、おっしゃられるように、我々の要求は、今言われたところの、設計想定事象の火災の中で、この部分の消火を求めているというところで</p>

	<p>す。</p> <p>一方で、今日の資料で、H-20100-1の資料の4ページの構成で、先ほど小澤から話があったように、第4章第6節第37条の2、3といったところで、そちらは初期消火活動は別に定めると言ったことを言われていて、そうすると今の条文とダブっているのではないかということになります。ダブってないという説明だったのに、説明をどっちで説明したのか、づれていて、その関係性を整理してくれというのが、指摘だと思うのですが、ご理解頂けましたか。</p>
2:10:04	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>条文が追いきれませんでしたがおっしゃって頂いたことは理解いたしました。説明が悪かった部分があったのかもしれませんが、30条の2で初期消火活動の備えということで、それを30条の3の設計想定事象の中の一つである火災に対するものの中で、一体として書けるんだということで、整理して書かせて頂いたと、それから具体的には下位文書であったりとか、保安規定で言いますと添付1の中で、かなり細かく記載させて頂いている部分がありまして、従前どおり引き継いでやっていますので、実の活動には影響がなく、条の整理だけさせて頂いているところでございます。以上です。</p>
2:11:12	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>一応申し上げますと、規定要求の中で、事前にやることだけでなく、行わせることとなっていますので、実施までこの枠のなかで求めています。</p> <p>他の事業者も実施まで、その枠で求めている、別枠で実施まで書かれている事業者がないので、この点で違和感を覚えていると考えて頂ければと思います。</p>
2:11:43	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。理解いたしました。</p>
2:12:03	<p>原子力規制庁の永井です。他にありますか。</p> <p>私の方から、いくつかお伝えしたいと思います。全体をとおしてなんですけど、今回、今の火災防護もそうなんですけど、許可との関係でお伝えします。</p>
2:12:09	<p>許可との関係については、新規制基準の許可に基づくソフト対応、保安規定に定める事項については、途中段階にあるという認識をしています。</p> <p>今回は制度改正が中心になっていますけれども、それ以外に新基準対応で残っているものもありますので、前回の保安規定の変更の時にも添付して頂きますけど、段階的に定める事項、これについては今回時期も含めて変更になっていると思いますので、参考資料として、補正の申請の際に添付して説明するようにして下さい。</p>
2:13:07	<p>原燃工の熊取と東海については、設工認で段階的に施行するというのは、今</p>

	<p>回はありませんけれども、設備対応で段階的に施行すると、核的制限値を変更したりという事項があれば、その際には設備についても、どういう計画で保安規定に反映していくのかというような内容も合わせて添付して下さい。熊取と東海は今回ありませんけれども、今日は他社も参加しているので、合わせてお伝えしておきます。これが1点目になります。</p> <p>熊取事業所に対するコメントは以上になります。</p>
2:14:05	<p>あと熊取事業所、全体で、第1部として何かありますか。規制庁の方からは。</p>
2:14:15	<p>規制庁小澤ですけれども、熊取というよりは全体なんですけれども、今回PSR定期的な評価の削除している状況です。</p> <p>その状況はFSARの方で評価していくということで、どういう考えに基づいて削除しているのかは、変更の考えは理解しているところなんですけれども、まずPSRの評価した時期を念のため確認しておきたいのですが、熊取の場合はどのタイミングになるでしょうか。</p>
2:15:17	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。</p> <p>PSRの確認の時期という質問でしたが、これは従前の保安規定11条に基づく定期評価のことでございますでしょうか。</p>
2:15:25	<p>規制庁小澤です。はいそうです。</p>
2:15:42	<p>従前の保安規定、定期評価の中にはいくつかの、3つ位の評価がございまして、日常の保安活動の評価というのは、毎年行って評価した情報をためていつている状況でございます。</p> <p>基本的には高経年化も同じような活動であるんですが、先ほど技術的説明をさせて頂きました、10年の期間で実施してきているというものでございます。以上です。</p>
2:16:17	<p>規制庁小澤です。</p> <p>評価をとりまとめたのが、昨年ということによろしのですか。</p>
2:16:32	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。とりまとめて核燃料安全委員会にかけたのが2月頃でございまして、その後、最終的に決定したのが3月という時期だったかと思えます。以上です。</p>
2:16:55	<p>規制庁小澤です。</p> <p>時期については了解しました。その上で、先行している実用炉とか原燃の状況を見ると、時期に差はあるものの、同じような状況で、とりあえずFSARに移行するまでの間は、記載を残すような先行例がありますので、そういうものも踏まえて、記載については再検討して頂ければと思います。</p>
2:17:32	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>少し補足させて頂きますと、1回原燃は削除してきたのですが、記載を残す</p>

	<p>ように最終的には補正をして、認可にいたってます。</p> <p>この理由は、まだFSARの運用が始まっていないということがあって、始まるまでは従前のものによるという規定になってますので、まだ定期的な評価の義務がかかっている状態だということで、実質は置き換わってしまうのですが、形式上まだ残しているという位置付けになってます。</p>
2:18:13	<p>経過措置の期限がきて、完全に定期的な評価の義務が外れて、FSARになるというタイミングの時に、その規定を落としましょうということで話しをしました。</p> <p>それは、ウラン加工の場合は、少しフェーズが違ったりもするので、どうするかはお考えいただければと思いますが、他の事業者はそのようになっているとご理解下さい。</p>
2:18:49	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>高経年化のところについては、従前どおり、規定ぶりは少し直さないといけませんけどやっていくということと、日常の活動につきましては、日常の活動のPDCAの中で実施していったり、そのさまはマネジメントレビューというかたちで、整理して情報が上がっていくことになっておりますので、以前からやっているものを整理させて頂いたというのが今回の申請でございますので、支障なければこれでいきたいなと思っております。以上です。</p>
2:20:17	<p>核燃料審査部門の古作です。</p> <p>よくお考え下さいということで、今回高経年化の部分も改めて整理を頂くということなので、一体としてどうするのかというのは、改めて社内でも検討頂いたらと思います。</p> <p>全般的には、並ぶ必要はないと先ほど話しましたが、一方で制度運用という関係では、他事業者と見ても遜色ないということ、説明しやすい体系ということもあると思いますので、その点も含めて社内でも検討頂ければと思います。各社にお願いします。</p>
2:21:04	<p>原子燃料工業熊取の黒石でございます。ご指摘承知いたしました。改めて検討いたします。</p>
2:21:11	<p>原子力規制庁の永井です。</p> <p>本日の8番目の資料、施設管理の説明の資料の中で仕組みは確認したのですが、実際に現在設定している施設管理方針であるとか、目標設定、それから保全活動管理指標等ですね、実際の個別の状況は第2部で確認させていただきます。</p> <p>他の事業者においても個別の面談の時に確認しますので、説明できるようにしておいて下さい。</p>
2:22:30	<p>原子力規制庁の永井です。</p>

	熊取事業所以外の連絡をさせていただきます。
2:23:04	原子力規制庁の武田です。東海事業所についての確認なのですが、今回熊取事業所の確認を行ったわけですが、これを踏まえて東海事業所ではどの様に反映するのか、熊取事業所との差分ということを踏まえて、簡単にご説明頂けるでしょうか。
2:23:48	原燃工東海の瀬山です。今回指摘頂いた法改正の部分につきましては、熊取も東海も同じ建付けになっておりますので、今回の熊取のご指摘を踏まえて、東海も同様の検討を行っていきたいと思います。以上です。
2:24:08	原子力規制庁の武田です。わかりました。建物違いやサイト特有の違い、許可内容の違いというものがあると思うのですが、条文にははねてこないという理解でよろしいでしょうか。
2:24:29	原燃工東海の瀬山です。おっしゃる通り、施設のハード面の違いということで、保全区域の設定とか、そういったところの区域のくくりは違いますが、そもそも設定の考え方については同様の建付けで行っていきたいと思います。
2:24:52	原子力規制庁の武田です。承知いたしました。
2:24:58	原子力規制庁の永井です。 今東海事業所について確認してありますが、今日東海事業所も同じ資料を準備して頂いてますが、施設管理の資料等、まだ不足がありますので、出来次第提出して頂いて、次回なり補正の時に説明するようにして下さい。よろしいでしょうか。
2:25:29	原燃工東海の瀬山です。承知いたしました。出来次第送付させて頂きたいと思います。
2:25:39	原子力規制庁の永井です。 1点熊取事業所で追加の確認があります。
2:25:57	規制庁小澤です。 検査の独立性の関係で1点確認がございます。59条の2であつたり、59条の3であつたりなんですけど、独立性についてご説明なされているのですが、その中で担当グループ長、検査責任者の書きぶり、この独立性についてのご説明がなされていないように認識しているんですけども、体制上この、社としてどの様に関わっていくのかを説明頂けますでしょうか。
2:26:54	原子燃料工業熊取事業所の黒石でございます。
2:28:27	規制庁小澤です。このところ全社共通というよりも、原燃工のところで、検査実施責任者の上に検査責任者として担当グループ長をおいているということで、他事業者と異なるところがあるので、第2部のところで確認させて頂ければと思います。

2:28:45	熊取の黒石でございます。承知いたしました。
2:28:56	それでは原子力規制庁永井です。 第1部の熊取事業所と東海事業所の事実確認は以上となります。 本日オブザーバー参加して頂いている他の事業者ご連絡事項がありますので、お伝えします。
2:29:20	規制庁の田邊でございます。GNF-Jにご連絡申し上げます。 今回オブザーバー参加して頂きまして、GNF-J についても同様に面談をやっていくこととなりますので、今回熊取事業所から共有された資料については、同じように作成をお願いいたします。 審査会合で頂いている資料はございますが、例えば保安措置ガイドとの対応表であったりとか、許可との対応表であったりとか、後は原燃の参考にしたようなものについても、確認する必要がありますので、そちらについては、作成をするようお願いいたします。田邊からは以上です。
2:30:20	GNF-J 亀崎です。了解いたしました。
2:30:27	規制庁有田です。次に三菱です。 こちらの話も同様で、今回原燃工に確認したものと同様の確認を三菱にも行います。 資料については、審査会合で提示いただいているもの、プラス今日説明のあった、経年劣化の話とか、保安措置ガイドとか、それらが準備でき次第面談で確認すると思います。
2:31:06	三菱原子燃料の大牟田でございます。承知いたしました。
2:31:13	規制庁有田です。よろしく申し上げます。
2:31:16	原子力規制庁永井です。GNF-Jと三菱原子燃料については、資料をこれから提出して頂くわけですけど、まずは当初申請の保安規定を割り当てて説明をして頂くこととなりますが、皆さん自身で再確認をして、条づれが違うとか、規定内容が違うということが確認された際には、補正予定の条文ということで、合わせて皆さんの内部での検討結果として、追加記載はして頂いて結構ですので、今日熊取事業所に対して行ったコメントについては、あらためて皆さんの事業所に言うことがないように、本日の内容については、全て反映した上で、回答できる資料を準備するようにして下さい。以上です。
2:32:33	三菱原子燃料の大牟田でございます。承知いたしました。
2:32:36	GNF-J 亀崎です。承知いたしました。
2:32:46	原子力規制庁永井です。少し長くなりましたが、第1部を終了します。